

第26節 形態14

(網構成)

第110条 当社のISP接続用ルータにおけるIP通信網終端装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(インタフェース仕様)

第111条 当社網と直接協定事業者網間で使用する、インタフェース種別と利用するIP毎のインタフェース仕様は次のとおりとします。ただし、技術的条件集別表26の2の下位層(レイヤ1～2)仕様については、2.1.1、2.1.3、2.1.4又は2.1.5のいずれか1つを適用することとします。

インタフェース種別	利用するIP	インタフェース仕様
10GBASE-LR/ ERインタフェース	IPv4	技術的条件集別表26.2に示すとおりとします。
	IPv6	技術的条件集別表26.4に示すとおりとします。
	IPv4/IPv6	技術的条件集別表26.2および26.4に示すとおりとします。
1000BASE-LX インタフェース	IPv4	技術的条件集別表26に示すとおりとします。
	IPv6	技術的条件集別表26.3に示すとおりとします。
	IPv4/IPv6	技術的条件集別表26および26.3に示すとおりとします。
1000BASE-SX インタフェース	IPv4	技術的条件集別表26に示すとおりとします。
100BASE-X インタフェース		
専用線二次群速度ユーザ・網 インタフェース		
専用線一次群速度ユーザ・網 インタフェース		

なお、IPv4 PPPoE方式-IPv6機能部については技術的条件集別表26.1に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第112条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

注) NTT東日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、波線二重下線を付して記載しています。
NTT西日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、二重下線を付して記載しています。